

その他プラスチックの出し方について

町では、容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。以下「法」とします。）に基づき、各家庭から出される^{♻️}マーク付きの容器包装プラスチックを「その他プラスチック」として分別収集し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」とします。）を通じリサイクル事業者へ引き渡しています。

また、リサイクル事業者への引渡しについては、容器包装プラスチックの品質を確保するため、毎年1回、協会の品質調査（ベール調査）を受けています。

これは、引き渡す容器包装プラスチックが分別不十分などにより品質が低下すると、リサイクルのコストがかかり、資源物としての売却価格の低下につながるためです。

出される時に特に注意していただきたいこと

○町指定のごみ袋に、コンビニ袋などの小袋に入れたものは入れないてください。

町指定のごみ袋に入れる前に、コンビニ袋などで仮集めされたものは、そのまま入れず、**袋を破き**、中の容器包装プラスチックを出して**指定ごみ袋に入れてください**。



このように、小袋に入れて出されると中に何が入っているか分からないため、品質の悪いものとして判断されます。（平成29年度の品質調査時の写真）

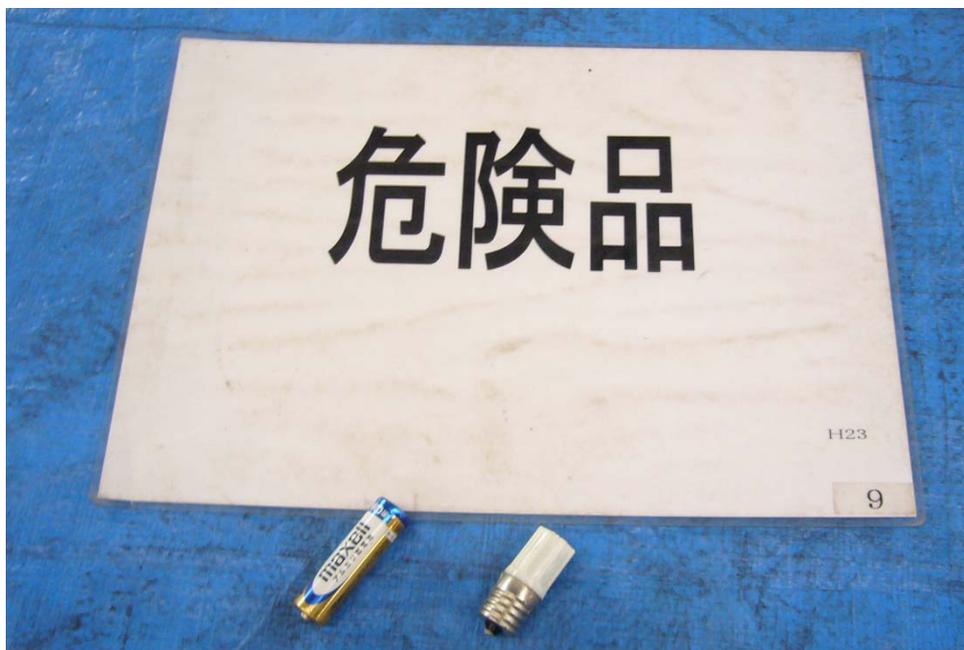
○容器包装プラスチック以外の素材は入れないでください。



最近、ヨーグルト飲料（ペットボトルとして分別）や、紙製のカップ麺容器、湿布などの粘着面に張られたビニール（燃えるごみとして分別）の混入が多く見られます。

（平成29年度の品質調査時の写真）

○危険なごみは入れないでください。



電池やグロー球などは、危険品異物の混入となり、一つでも入ると品質低下となります。

ベール品質調査

リサイクル工場に搬入された「容器包装プラスチック」は、品質調査が行われます。



町で集められた「容器包装プラスチック」は、中間処理施設でベール（写真にあるかたまり）として梱包され、リサイクル工場に搬入されます。

（平成29年度の品質調査時の写真）



品質調査は、ベールからサンプルを取り出し、写真のように展開し、調査員などが手作業で不適合物を調査し、袋の破袋度、異物の混入、禁忌品の混入などにより評価されます。

津奈木町では、「出される時に特に注意していただきたいこと」でお願いしています、小袋の混入が多く「破袋度」の改善が指摘されています。